

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年二月五日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年一月二十八日
指定に係る道路の位置	<p>入間市扇台六丁目八百二十五番七から 八百二十六番一十二まで</p> <p>入間市扇台六丁目八百二十九番九から 八百二十六番一十二まで</p> <p>入間市扇台三丁目七百二十番八から 七百二十番三十三まで</p> <p>入間市扇台三丁目七百二十番二十二から 七百二十番二十六まで</p> <p>入間市扇台一丁目七百七十七番三十一から 七百七十七番六十一まで</p> <p>入間市扇台二丁目千八百八十六番二から 千八百八十六番三まで</p> <p>入間市扇台二丁目千八百八十五番一から 千八百八十六番一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十六・四</p> <p>二十七・〇</p> <p>十九・六</p> <p>三十五・七</p> <p>四十二・一</p> <p>十六・〇</p> <p>九十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>九・〇</p> <p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p>

	入間市扇台二丁目千八百八十四番十二から 千八百八十四番二十四まで	入間市扇台四丁目八百五十四番三十二から 八百五十四番四十まで	入間市扇台四丁目八百五十三番三十六から 八百五十四番三十二まで
	六十三・〇	三十一・五	三十五・四
	六・〇	九・〇	六・〇